

水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱の運用について

水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日付け6産支第820号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づく水田園芸拠点づくり事業（以下「本事業」という。）の運用については、交付要綱に定めるもののほか、次により実施する。

第1 計画策定や見直しに必要な取組支援、計画実行に必要な取組支援、機械共同利用の体制づくり支援、作業受託の体制づくり支援、機械化等の推進、ハウス等整備支援（農業用ハウス）（交付要綱別表の1の（1）、（2）、2の（1）、（2）、（3）及び（5））

（1）事業の実施手続

ア 産地協議会は、水田園芸拠点づくり計画（交付要綱様式第1号）を作成し、事業実施主体が実施する事業計画を事業実施計画書（交付要綱別紙3）により取りまとめて、住所地の市町村長等へ提出するものとする。

ただし、取組が複数地域にわたる等、住所地の市町村長等へ提出することが困難な場合は、事業実施主体から隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

また、取組が隠岐支庁・農林水産振興センターの複数管内にわたる等、住所地を管轄する隠岐支庁・農林水産振興センターへ提出することが困難な場合は、事業実施主体から知事に提出するものとする。

イ 市町村長等は、産地協議会から事業実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認めたときには、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

ウ 産地協議会が、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、ア、イに準じて行うものとする。

（2）事業実績報告

産地協議会は、事業実施主体が実施した事業実績を取りまとめて事業実績報告書（交付要綱別紙3）を作成し、（1）に定める手続きに準じて提出するものとする。

（3）事業実施状況報告

産地協議会は、事業を実施した翌年度から5年間、当該年度における達成状況等を事業実施状況報告書（交付要綱様式第8号）により、（1）に定める手続きに準じて5月末までに報告するものとする。

第2 新たに県推進品目に取り組む担い手に対する支援（交付要綱別表の1の（3））

（1）事業の実施手続

ア 産地協議会等は、事業実施主体が実施する事業計画を事業実施計画書（交付要綱別紙3）により取りまとめて、住所地の市町村長等へ提出するものとする。

イ 市町村長等は、産地協議会から事業実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認めたときには、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

ウ 産地協議会等が、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、ア、イに準じて行うものとする。

（2）事業実績報告

産地協議会等は、事業実施主体が実施した事業実績を取りまとめて事業実績報告書（交付要綱別紙3）を作成し、（1）に定める手続きに準じて提出するものとする。

第3 広域での仕組みづくり支援（交付要綱別表の2の（4））

（1）事業の実施手続

ア 事業実施主体は、広域での仕組みづくり支援実施計画書（交付要綱別紙4）を住所地の市町村長等へ提出するものとする。

ただし、取組が複数地域にわたる等、住所地の市町村長等へ提出することが困難な場合は、事業実施主体から隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

また、取組が隠岐支庁・農林水産振興センターの複数管内にわたる等、住所地を管轄する隠岐支庁・農林水産振興センターへ提出することが困難な場合は、事業実施主体から知事に提出するものとする。

イ 補助事業者は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認めたときには、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

（2）事業の実績報告

事業実施主体は、広域での仕組みづくり支援実績報告書（交付要綱別紙4）を作成し、（1）に定める手続きに準じて知事に提出するものとする。

（3）利用状況報告

事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間、利用状況報告書（交付要綱様式第9号）を5月末までに（1）に定める手続きに準じて知事に提出するものとする。

第4 ハウス等整備支援（地域研修用ハウス）（交付要綱別表の2の（5）のイ）

（1）事業の実施手続

ア 事業実施主体は、地域研修用ハウス整備実施計画書（交付要綱別紙5）を住所地の市町村長へ提出するものとする。

イ 市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認めたときには、交付要綱第4に基づき、隠岐支庁・農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

（2）事業の実績報告

事業実施主体は、地域研修用ハウス整備実績報告書（交付要綱別紙5）を作成し、（1）に定める手続きに準じて知事に提出するものとする。

（3）事業実施状況報告

事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間又は研修対象者が独立自営就農した年度までのいずれか早い年度まで、当該年度における達成状況等を地域研修用ハウス達成状況報告書（交付要綱様式第10号）により、（1）に定める手続きに準じて5月末までに知事に提出するものとする。